

## 企業法とコンプライアンス 改訂内容のご案内

本書は、2025年6月1日時点で施行されている法令に基づき、『企業法とコンプライアンス(第3版第2刷発行日:2023年2月3日)』の記載内容のうち、変更になった箇所があります。詳しくは、以下の＜改訂内容対応表＞にまとめましたので、第2刷をご利用のお客様におかれましては、内容を読み替えてご参照ください。

### ＜改訂内容対応表＞

該当箇所	改訂前( <u>下線部分</u> )	改訂後( <u>下線部分</u> )
第1章 p. 43 14行目	そして、この禁止規定に違反した者について定めた罰則が89条1項1号で、「第3条の規定に違反して私的独占又は不当な取引制限をした者は、5年以下の <u>懲役</u> 又は500万円以下の罰金に処する。」とされている。	そして、この禁止規定に違反した者について定めた罰則が89条1項1号で、「第3条の規定に違反して私的独占又は不当な取引制限をした者は、5年以下の <u>拘禁刑</u> 又は500万円以下の罰金に処する。」とされている。
第1章 p. 65 19行目	見せ金・預け合いを防止するために、会社法上の刑事处罚規定として預け合いを犯罪と規定し、 <u>懲役</u> 5年以下または500万円以下の罰金という比較的重い刑罰が科される(965条)。	見せ金・預け合いを防止するために、会社法上の刑事处罚規定として預け合いを犯罪と規定し、 <u>拘禁刑</u> 5年以下または500万円以下の罰金という比較的重い刑罰が科される(965条)。
第2章 p. 118 26行目	さらに、平成22年1月に施行された改正法により、排除型の私的独占(7条の2第4項)、不公正な取引行為の一部(共同の取引拒絶、差別対価、不当廉売、再販売価格の拘束、優越的地位の濫用。20条の2~20条の6)も課徴金の対象となった。	さらに、平成22年1月に施行された改正法により、排除型の私的独占(7条の9第2項)、不公正な取引行為の一部(共同の取引拒絶、差別対価、不当廉売、再販売価格の拘束、優越的地位の濫用。20条の2~20条の6)も課徴金の対象となった。
第2章 p. 119 8行目	また、「違反行為を早期にやめた場合」「繰返し違反行為を行った場合」、「主導的な役割を果たした事業者」には、一定割合の増減がなされることになっている(以上、7条の2第1項~6項参照)。	また、「違反行為を早期にやめた場合」「繰返し違反行為を行った場合」、「主導的な役割を果たした事業者」には、一定割合の増減がなされることになっている(以上、7条の4、7条の5参照)。
第2章 p. 120 2行目	さらに、調査開始前の4社目、5社目、調査開始後の全ての情報提供者は、まだ公取委が把握していない事実を提供しなければならない(以上、7条の2第10項以下)。	さらに、調査開始前の4社目、5社目、調査開始後の全ての情報提供者は、まだ公取委が把握していない事実を提供しなければならない(以上、7条の4第1項以下)。
第2章 p. 121 8行目	同規定は、違反行為をした自然人たる行為者を罰するほか(89条違反の場合、法定刑は5年以下の <u>懲役</u> または500万円以下の罰金)、当該法人の代表者の選任監督上の過失責任(代表者が行為者の場合は代表者自身の行為責任)を根拠として法人を処罰するものとされており、「法人の行為」自体が直接刑事罰の対象とされるのではない。	同規定は、違反行為をした自然人たる行為者を罰するほか(89条違反の場合、法定刑は5年以下の <u>拘禁刑</u> または500万円以下の罰金)、当該法人の代表者の選任監督上の過失責任(代表者が行為者の場合は代表者自身の行為責任)を根拠として法人を処罰するものとされており、「法人の行為」自体が直接刑事罰の対象とされるのではない。
第2章 p. 129 19行目	私募とは、有価証券の取得勧誘のうち、第1項有価証券(ただし、株券や新株予約権等については上場していないことが条件となる(金商法施行令1条の7第1項第1号))については、適格機関投資家のみまたは50人未満の少人数(6ヶ月を通算し、適格機関投資家の数は除く(金商法施行令1条の6))を対象として勧誘する場合(2条3項1号および2号)を、第2項有価証券については、500人未満がその有価証券を取得する場合(2条3項3号)を指す。	私募とは、有価証券の取得勧誘のうち、第1項有価証券(ただし、株券や新株予約権等については上場していないことが条件となる(金商法施行令1条の7第1項第1号))については、適格機関投資家のみまたは50人未満の少人数(3ヶ月を通算し、適格機関投資家の数は除く(金商法施行令1条の6))を対象として勧誘する場合(2条3項1号および2号)を、第2項有価証券については、500人未満がその有価証券を取得する場合(2条3項3号)を指す。

該当箇所	改訂前(下線部分)	改訂後(下線部分)
第2章 p. 154 16行目	これに対しては、10年以下の <u>懲役</u> もしくは1000万円以下の罰金が科される(または併科される)もの(有価証券届出書、発行登録書、有価証券報告書、公開買付開始公告、公開買付開始届出書等)(197条1項1号～4号)と、5年以下の <u>懲役</u> もしくは500万円以下の罰金が科される(または併科される)もの(内部統制報告書、四半期報告書、半期報告書、臨時報告書、大量保有報告書等)(197条の2第6号等)とがある。	これに対しては、10年以下の <u>拘禁刑</u> もしくは1000万円以下の罰金が科される(または併科される)もの(有価証券届出書、発行登録書、有価証券報告書、公開買付開始公告、公開買付開始届出書等)(197条1項1号～4号)と、5年以下の <u>拘禁刑</u> もしくは500万円以下の罰金が科される(または併科される)もの(内部統制報告書、四半期報告書、半期報告書、臨時報告書、大量保有報告書等)(197条の2第6号等)とがある。
第2章 p. 154 26行目	例えば、有価証券届出書の受理なしに行う募集または売出しや有価証券報告書等の不提出に対しては、5年以下の <u>懲役</u> もしくは500万円以下の罰金が科される(または併科される)(197条の2第1号、3号～5号等)。	例えば、有価証券届出書の受理なしに行う募集または売出しや有価証券報告書等の不提出に対しては、5年以下の <u>拘禁刑</u> もしくは500万円以下の罰金が科される(または併科される)(197条の2第1号、3号～5号等)。
第2章 p. 155 6行目	例えば、無登録営業の禁止、名板貸しの禁止、損失補てん等の禁止等に違反した場合には、3年以下の <u>懲役</u> もしくは300万円以下の罰金が科される(または併科される)(198条1号、3号、198条の3)。	例えば、無登録営業の禁止、名板貸しの禁止、損失補てん等の禁止等に違反した場合には、3年以下の <u>拘禁刑</u> もしくは300万円以下の罰金が科される(または併科される)(198条1号、3号、198条の3)。
第2章 p. 155 14行目	不正取引行為の禁止の包括規定、風説の流布等の禁止、相場操縦の禁止に違反した場合は、10年以下の <u>懲役</u> もしくは1000万円以下の罰金が科される(または併科される)(197条1項5号)。	不正取引行為の禁止の包括規定、風説の流布等の禁止、相場操縦の禁止に違反した場合は、10年以下の <u>拘禁刑</u> もしくは1000万円以下の罰金が科される(または併科される)(197条1項5号)。
第2章 p. 155 16行目	財産上の利益を得る目的で、変動後の相場により有価証券取引を行った場合には、刑罰が加重される(197条2項により、10年以下の <u>懲役</u> および3000万円以下の罰金)。	財産上の利益を得る目的で、変動後の相場により有価証券取引を行った場合には、刑罰が加重される(197条2項により、10年以下の <u>拘禁刑</u> および3000万円以下の罰金)。
第2章 p. 155 19行目	また、インサイダー取引禁止に違反した場合には、5年以下の <u>懲役</u> もしくは500万円以下の罰金が科される(または併科される)(197条の2第13号)。	また、インサイダー取引禁止に違反した場合には、5年以下の <u>拘禁刑</u> もしくは500万円以下の罰金が科される(または併科される)(197条の2第13号)。
第2章 p. 167 4行目	不用意に侵害を追及すると、不法行為として逆に損害賠償請求されるおそれがある(不正競争防止法2条1項 <u>14号</u> )	不用意に侵害を追及すると、不法行為として逆に損害賠償請求されるおそれがある(不正競争防止法2条1項 <u>20号</u> )
第2章 p. 169 27行目	また、通常実施権の登録事項の開示が制限され (186条3項)、実施契約を秘密にしておきたいとい う企業のニーズに沿うものとなった。	削除
第2章 p. 178 22行目	より具体的には、不正の目的をもって行う混同惹起行為、誤認惹起行為(同法21条2項1号)、商品または役務の品質、内容等について誤認を生じさせるような虚偽表示行為(同法21条2項5号)、営業秘密を不正に取得し、不正の利益を得る目的または図利加害目的で使用または開示する行為等の営業秘密侵害罪(同法21条1項)、などである。	より具体的には、不正の目的をもって行う混同惹起行為、誤認惹起行為(同法21条3項1号)、商品または役務の品質、内容等について誤認を生じさせるような虚偽表示行為(同法21条3項5号)、営業秘密を不正に取得し、不正の利益を得る目的または図利加害目的で使用または開示する行為等の営業秘密侵害罪(同法21条1項)、などである。
第2章 p. 222 6行目	これは、労基法上は補償の対象ではないが、労災保険法により労働者の「通勤による」負傷・疾病・障害・死亡までをカバーするものである(同法 <u>7条1項2号</u> )。	これは、労基法上は補償の対象ではないが、労災保険法により労働者の「通勤による」負傷・疾病・障害・死亡までをカバーするものである(同法 <u>7条1項3号</u> )。

該当箇所	改訂前(下線部分)	改訂後(下線部分)
第3章 p. 281 9行目	第4章以下において、民間事業者の義務を定める一方、個人情報保護委員会にはそれらの義務が守られているかどうかを確認するために、民間事業者に報告を求めたり、助言、勧告および命令を出す権限が付与されている(40、41、42条)。	第4章以下において、民間事業者の義務を定める一方、個人情報保護委員会にはそれらの義務が守られているかどうかを確認するために、民間事業者に報告を求めたり、助言、勧告および命令を出す権限が付与されている(146、147、148条)。
第3章 p. 281 18行目	もっとも、28条～30条に基づく個人情報の開示、訂正等、利用停止等の請求に関しては、本人に民事上の請求権が付与されており、行政法規の中にも部分的に民事法が混ざっているということができる(改正前は、それらが請求権であるか否かについて争いがあったため、改正法によって民事上の請求権であることが明確にされたものである)。	もっとも、33条～35条に基づく個人情報の開示、訂正等、利用停止等の請求に関しては、本人に民事上の請求権が付与されており、行政法規の中にも部分的に民事法が混ざっているということができる(改正前は、それらが請求権であるか否かについて争いがあったため、改正法によって民事上の請求権であることが明確にされたものである)。
第3章 p. 282 10行目	「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ)で作られる記録をいう。第十八条第二項において同じ)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く)をいう。以下同じ)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう(2条1号)。	「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ)で作られる記録をいう。以下同じ)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く)をいう。以下同じ)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう(2条1号)。
第3章 p. 282 27行目	また、「要配慮個人情報」という定義を新設し(2条3項)、差別や偏見などの問題が生じやすい、病歴、人種といったセンシティブな情報については、本人の同意を得て取得することを原則義務化し(17条2項)、本人同意を得ない第三者提供の特例(オプトアウト)を禁止する(23条2項)など、保護のレベルを引き上げた。	また、「要配慮個人情報」という定義を新設し(2条3項)、差別や偏見などの問題が生じやすい、病歴、人種といったセンシティブな情報については、本人の同意を得て取得することを原則義務化し(20条2項)、本人同意を得ない第三者提供の特例(オプトアウト)を禁止する(27条2項)など、保護のレベルを引き上げた。
第3章 p. 283 5行目	「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう(16条4項)。	「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう(16条1項)。
第3章 p. 283 9行目	②これに含まれる個人情報を、一定の規則に従つて整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引、その他検索を容易にするためのものを有するもの(施行令3条2項)(50音順などで容易に検索できるマニュアル情報)	②これに含まれる個人情報を、一定の規則に従つて整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引、その他検索を容易にするためのものを有するもの(施行令4条2項)(50音順などで容易に検索できるマニュアル情報)
第3章 p. 283 22行目	「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう(法2条5項)。	「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう(法16条2項)。
第3章 p. 283 28行目	表現の自由、学問の自由、信教の自由、政治活動の自由という憲法上保障された自由に関わる活動を妨げないため、報道機関の行う報道活動、著述を業として行う者の行う著述活動、 <u>学術研究機関の行う学術研究</u> 、宗教団体の行う宗教活動、政治	表現の自由、学問の自由、信教の自由、政治活動の自由という憲法上保障された自由に関わる活動を妨げないため、報道機関の行う報道活動、著述を業として行う者の行う著述活動、宗教団体の行う宗教活動、政治団体の行う政治活動は、個人情報

該当箇所	改訂前(下線部分)	改訂後(下線部分)
	団体の行う政治活動は、個人情報取扱事業者に該当しても、個人情報取扱事業者の義務の規定は適用されない(76条)。	取扱事業者に該当しても、個人情報取扱事業者の義務の規定は適用されない(57条)。
第3章 p. 284 10行目	ただし、以下のもの又は6ヶ月以内に消去することとなるものは除かれる(法2条7項、施行令4条・5条)。	ただし、以下のものは除かれる(法16条4項、施行令5条)。
第3章 p. 284 28行目	「匿名加工情報」とは、個人情報の一部ないし全部を削除または置き換えるなどの措置を講じて、特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの(2条9項)。	「匿名加工情報」とは、個人情報の一部ないし全部を削除または置き換えるなどの措置を講じて、特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの(2条6項)。
第3章 p. 285 6行目	しかし近時、鉄道事業者や通信事業者などにおいて、この匿名加工情報の利用法が大きく問題となり、混乱が生じたことなどから、改正法において「匿名加工情報」を定義付けし、加工方法や取扱い等の規定が整備された(36条～39条)。	しかし近時、鉄道事業者や通信事業者などにおいて、この匿名加工情報の利用法が大きく問題となり、混乱が生じたことなどから、改正法において「匿名加工情報」を定義付けし、加工方法や取扱い等の規定が整備された(43条～46条)。
第3章 p. 285 11行目	1)利用目的の特定(15条)	1)利用目的の特定(17条)
第3章 p. 285 18行目	2)利用目的の通知・公表(18条)	2)利用目的の通知・公表(21条)
第3章 p. 286 4行目	3)適正な取得(17条)	3)適正な取得(20条)
第3章 p. 286 11行目	4)利用目的による制限(16条)	4)利用目的による制限(18条)
第3章 p. 286 14行目	本法では、(中略)④国または地方公共団体等の事務に協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより事務遂行に支障を及ぼすおそれがあるときには、個人情報の有用性が優先され、本人の同意がないまでの目的外利用が許容される。	本法では、(中略)④国または地方公共団体等の事務に協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより事務遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき、⑤当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人情報を学術研究の用に供する目的で取り扱う必要があるとき、⑥学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるときには、個人情報の有用性が優先され、本人の同意がないまでの目的外利用が許容される。
第3章 p. 286 22行目	なお、改正法では利用目的の変更制限規定が緩和され、取得後の事情の変更により目的外利用となってしまっていたようなケースでも、利用目的と関連性を有すると合理的に認められた範囲で目的の変更が認められ、条文上、情報の利活用がし易くなっていることは注意が必要である(15条2項)。	なお、改正法では利用目的の変更制限規定が緩和され、取得後の事情の変更により目的外利用となてしまっていたようなケースでも、利用目的と関連性を有すると合理的に認められた範囲で目的の変更が認められ、条文上、情報の利活用がし易くなっていることは注意が必要である(17条2項)。

第3章 p. 287 2行目	1) 正確性の確保(19条)	1) 正確性の確保(22条)
第3章 p. 287 7行目	2) 安全管理措置(20条)	2) 安全管理措置(23条)
第3章 p. 287 22行目	3) 従業者・委託先の監督(21条、22条)	3) 従業者・委託先の監督(24条、25条)
第3章 p. 288 1行目	4) 第三者提供の制限(23条)	4) 第三者提供の制限(27条)
第3章 p. 288 14行目	もっとも、ii)からiv)までの類型においては、本人の同意を得ることが困難であったり、本人の同意を得ることに支障がある場合でなければならぬとされている(23条1項2号～4号)ため、その場面における具体的な事実関係を詳細に検討し、眞に本人の同意を得ることが困難であったり、本人の同意を得ることに支障があるか否かを慎重に判断する必要がある。	もっとも、ii)からiv)までの類型においては、本人の同意を得ることが困難であったり、本人の同意を得ることに支障がある場合でなければならぬとされている(27条1項2号～4号)ため、その場面における具体的な事実関係を詳細に検討し、眞に本人の同意を得ることが困難であったり、本人の同意を得ることに支障があるか否かを慎重に判断する必要がある。
第3章 p. 288 28行目	個人情報取扱事業者が、以下の <u>4項目</u> をあらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いているとともに、個人情報保護委員会に届け出た場合には、第三者提供についての本人の同意が不要とされている。	個人情報取扱事業者が、以下の <u>8項目</u> をあらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いているとともに、個人情報保護委員会に届け出た場合には、第三者提供についての本人の同意が不要とされている。
第3章 p. 289 8行目	i) 第三者提供を利用目的とすること ii) 提供される個人データの項目 iii) 提供の手段・方法 iv) 本人の求めに応じて提供停止すること	i) 提供者の氏名又は名称及び住所、代表者等 ii) 第三者提供を利用目的とすること iii) 提供される個人データの項目 iv) 提供される個人データの取得方法 v) 提供の手段・方法 vi) 本人の求めに応じて提供停止すること vii) 本人の求めを受け付ける方法 viii) その他個人情報保護委員会規則で定める事項
第3章 p. 289 19行目	また、第三者提供にそもそも生じている問題として、名簿屋の利用など、不適切な個人情報の入手経路が問題となっていたことから、情報受領者、提供者はそれぞれの氏名やデータ取得経緯等を確認し、記録を作成して一定期間保存するなど、トレーサビリティの確保が図られた(25条)。	また、第三者提供にそもそも生じている問題として、名簿屋の利用など、不適切な個人情報の入手経路が問題となっていたことから、情報受領者、提供者はそれぞれの氏名やデータ取得経緯等を確認し、記録を作成して一定期間保存するなど、トレーサビリティの確保が図られた(29条)。
第3章 p. 290 19行目	例えば、金融機関が顧客に対する融資の内容を信用情報機関に提供することやそのような信用情報機関が加盟金融機関に対して個人信用情報を提供することは、このような共同利用の表示がなされている限り、第三者提供に該当しないから、第三者提供としての本人同意は不要である(ただし、情報を受け領した側は個人情報の取得であるから、18条1項に基づき、利用目的を本人に通知し、または公表しなければならない)。	例えば、金融機関が顧客に対する融資の内容を信用情報機関に提供することやそのような信用情報機関が加盟金融機関に対して個人信用情報を提供することは、このような共同利用の表示がなされている限り、第三者提供に該当しないから、第三者提供としての本人同意は不要である(ただし、情報を受け領した側は個人情報の取得であるから、21条1項に基づき、利用目的を本人に通知し、または公表しなければならない)。

第3章 p. 291 2行目	1)利用目的の通知(27条1項)	1)利用目的の通知(32条1項)
第3章 p. 291 11行目	2)開示(28条)	2)開示(33条)
第3章 p. 291 21行目	3)訂正等(29条)	3)訂正等(34条)
第3章 p. 291 27行目	4)利用停止等(30条)	4)利用停止等(35条)
第3章 p. 292 4行目	本人からの求めに対し、利用停止等を行ったか、行わないかについて本人に通知しなければならない(5項)。	本人からの求めに対し、利用停止等を行ったか、行わないかについて本人に通知しなければならない(7項)。
第3章 p. 292 6行目	2)～4)の本人による開示、訂正等、利用停止等の請求については、改正法によって裁判上の請求が可能であることが明確化されたが、原則として、あらかじめ被告となるべき者に対して請求を行い、請求が到達した日から2週間を経過しなければ、提訴することはできない(34条)。	2)～4)の本人による開示、訂正等、利用停止等の請求については、改正法によって裁判上の請求が可能であることが明確化されたが、原則として、あらかじめ被告となるべき者に対して請求を行い、請求が到達した日から2週間を経過しなければ、提訴することはできない(39条)。
第3章 p. 293 17行目	労働者が、不正の目的でなく、勤務先事業者(労務提供先)または労務提供先の事業に従事する場合におけるその役員、従業員等について、通報対象事実が生じ、またはまさに生じようとしている旨を、①労務提供先等、②所管省庁もしくは警察等、③被害の拡大防止等のために必要と認められる第三者に通報した場合に、一定の状況の下になされた通報は正当なものとされ、雇用主からの解雇は無効とされ、または不利益取扱いが禁止される(2条)。	労働者が、不正の目的でなく、勤務先事業者(労務提供先)または労務提供先の事業に従事する場合におけるその役員、従業員等について、通報対象事実が生じ、またはまさに生じようとしている旨を、①労務提供先等、②所管省庁もしくは警察等、③被害の拡大防止等のために必要と認められる第三者に通報した場合に、一定の状況の下になされた通報は正当なものとされ、雇用主からの解雇は無効とされ、または不利益取扱いが禁止される(3条)。
第3章 p. 294 4行目	<u>公益通報を受けた事業者は、是正措置を講じたときはその旨を、通報された事実がないときはその旨を、遅滞なく、公益通報者に通知するよう努めなければならない(9条)。</u>  <u>つまり、従業員や取引先から通報を受けた企業は、速やかに事実関係を調査し、調査結果に基づいて是正措置を講じる必要がある。その上で、通報者に対しては、「是正措置を講じました」とか、「指摘されたような違法行為はありませんでした」と通知するよう求められているのである。</u>	<u>公益通報を受けた事業者は、通報対象事実の調査及び是正に必要な措置をとる従事者を定めるとともに、適切に対応するための体制整備や必要な措置をとらなければならない。常時使用する労働者が300人以下の事業者は、これらについて努力義務とされる(11条)。</u>
第3章 p. 294 12行目	通報が監督官庁等の行政機関に対してなされたときは、通報を受けた行政機関は必要な調査を行い、法令違反の事実があると認めるときは、法令に基づく措置その他適當な措置をとらなければならない(10条)。	通報が監督官庁等の行政機関に対してなされたときは、通報を受けた行政機関は必要な調査を行い、法令違反の事実があると認めるときは、法令に基づく措置その他適當な措置をとらなければならない(13条)。

第3章 p. 297 28行目	従業員等から内部通報がなされた企業は、通報後に調査を行った上で是正措置や再発防止策をとることは求められている(3条3号イ～ホ、9条)にしても、少なくとも公益通報者保護法上は、どんなに重大な犯罪であったとしても内部通報で知らされた内容や調査して得た情報を顧客や株主に公表する義務を負わない。	従業員等から内部通報がなされた企業は、通報後に調査を行った上で是正措置や再発防止策をとることは求められている(3条3号イ～ヘ、11条)にしても、少なくとも公益通報者保護法上は、どんなに重大な犯罪であったとしても内部通報で知らされた内容や調査して得た情報を顧客や株主に公表する義務を負わない。
-----------------------	--	---

以上